



巻頭言



建築基本法制定で新しい建築の社会を

建築基本法制定準備会 幹事 橋本友希

これからの建築を考えると、私たちは新築の輝きだけでなく、建物の老いとうどう向き合うかを問われています。とりわけ超高層マンションの改修は、その困難さが近年ますます深刻になっています。私はこれまでタワーマンションの理事長を4期務めてきましたが、その中で修繕や改修をめぐる合意形成の難しさを何度も痛感してきました。高度な技術と莫大な資金を要する工事は、区分所有者の合意なしには一步も進みません。しかし現行の区分所有法は、複雑化・高齢化した区分所有の実態に十分応えられず、修繕や建替えを妨げる高いハードルが残されたままです。権利調整が進まぬまま、時間だけが過ぎ、建物の安全性や資産価値が損なわれていく事例も増えています。

戦後、都市の再建の中で生まれた法律が長く共同住宅を支えてきたことは確かです。しかし今、建築は単なる不動産ではなく、社会的インフラとしての性格を一層強めています。人々の生命や地域の持続可能性に深く関わる存在である以上、建築に関わる法制度もまた、個別の法律の寄せ集めではなく、全体を俯瞰する視点と一貫した理念を持つべきではないでしょうか。

これからの建築は、長寿命化だけでなく「改修可能性」や「合意形成の仕組み」を計画段階から組み込み、AIやデジタル技術を活用しながら、誰もが安心して住み継げる基盤を築く必要があります。そのためには、現行の区分所有法や建築関連法を補完・統合し、建築の公共性と持続性を明確に位置づける包括的な基本法が不可欠です。建築基本法の制定は、こうした時代の要請に応えるための大きな一歩であり、私たちの世代が次の世代へ責任を果たす礎になると信じています。

基本法制定準備会 2025 年通常総会の報告

日時 2025 年 6 月 7 日（土）14 時から 14 時 40 分

場所 日本建築学会 建築会館会議室 301 会議室＋オンライン開催

懇談会 14 時 50 分～16 時 00 分

議長 神田 順

司会進行 牧村 功

<神田順会長挨拶>

2003 年に準備会を立ち上げ毎年活動を行ってきた。

昨年 6 月には議員会館で勉強会をスタートさせ、住宅局にも参加してもらったが、国会の関係で総選挙も

行われ、現在に至るまで第 2 回目の勉強会が行われていない。本日はこの点も含め、懇談会でも今後の取組みについて意見交換を行っていきたい。

<総会>

総会の議長は会長が担うということで神田会長が議長を務めることとなった。

1. 定足数

事務局から現在の会員数 152 名に対して 1/3 の 51 名以上の出席が会の成立要件であるが、会場 15 名、オンライン 3 名、委任状 42 名で計 60 名の参加を得ており会は成立しているとの報告があった。

2. 議事録確認は西一治氏にお願いした。

3. 議事

【1号議案】2024 年度活動報告、決算報告、監査報告

橋本幹事からの活動報告、牧村幹事からの決算報告、新宮監査役と水津監査役からの監査報告があり、満場一致で承認された。



会場の様子

【2号議案】2025 年度役員選出

事務局から 2025 年度役員（案）が以下のとおり提案され承認された。

会長 神田順 東京大学名誉教授

幹事（五十音順）

朝倉浩樹 (株)リガーレ

岩崎 隆 (株)加門鑑定事務所

岡本憲尚 岡本構造研究室・SAM

黒木正郎 日本郵政(株)

佐久間慎夫 MAK I 設計室

高田洋一 (株)山田守建築事務所

高橋伸博 ASUNO設計(株)

竹川忠芳 竹川忠芳法律事務所

武田有左 +ANET lab.

成岡 茂 成岡建築設計・技術士事務所

萩原淳司 埼玉りそな産業協力財団

橋本友希 T&Yパートナーズ

牧村 功 名細 環境・まちづくり研究室

松本純一郎 (株)松本純一郎設計事務所

森田慶子 福岡大学工学部建築学科

矢沢秀周 エーピーエヌ設計(株)

山岡淳一郎 山岡事務所

監査役

新宮清志 日本大学名誉教授

水津秀夫 水津建築事務所

相談役

斎藤公男 日本大学名誉教授

仙田 満 (株)環境デザイン研究所

和田 章 東京工業大学名誉教授

【3号議案】2025 年度活動計画（案）、予算計画（案）

橋本幹事から活動計画①超党派議員による建築・まちづくりの基本となる法律の早期の制定を図る。②関係団体との連携を図る。③本会活動の一層の周知を図る。④組織体制の強化 ⑤東日本大震災の復興支援の継続 などの説明があった。予算計画については牧村幹事から説明があった。

これを受けて参加者から、今後の取組み方針について質問があり、これまでの体制で第2回目の議員勉強会を開催できるように取組むこと。住宅局も前向きに取組んでいるので議員勉強会を重ねていきたいとの回答があった。

これを受けて両案とも満場一致で承認された。

<懇談会>

神田会長の司会で建築基本法の考え方について意見交換を行った。最初に、伝統木構造について建築基準法では設計しづらいといった法律のからみなどについて成岡幹事から話をしていただき、それを踏まえて建築基本法の意義等について意見交換を行った。

◇問題提起「伝統木造の現状と法的環境」成岡茂幹事

①伝統木造の会の理念 ②伝統木造の法的環境 ③伝統木造の課題 ④伝統木造の法的環境整備 ⑤関川サマーセミナーなどについて説明があった。

伝統木造の会では「伝統は新たな未来」を基本理念に活動している。伝統木造の会は、実態としては設計者、工務店、大工職人が主な構成員である。

伝統木造建築は、日本民族の誇るべき文化遺産である。歴代の大工棟梁たちは実に永い歳月を重ねて、世界に誇るに足る木構造と木の芸術を創造した。

しかし、伝統木構造技術による架構方式の評価が成されないまま、法的に厳しく規制され、伝統木構法が学問的に解明される機会が少なく、その安全が立証できなかった。

伝統木造は構造的にも優れていて美しい

伝統木構造の会ではブックレット『伝統木構造と在来軸組との違い』『激震に生きる伝統木構造の家』を出版している。また『美しく住む』では伝統木造の魅力や全国の工務店を紹介するとともに永六輔との鼎談などが掲載されている。

伝統木造の冬の時代

伝統木造の法的環境については、昭和 25 年に制定された建築基準法の施行令第 46 条に筋違構造が規定された。これは「在来工法」とも言われている。この規定により伝統木造はなんと既存不適格建築物となった。更に追い打ちをかける如く、昭和 34 年の伊勢湾台風での木造の甚大な被害を受けて、その年に開催された建築学会ではなんと木造禁止決議がなされ「木造冬の時代」が到来した。

優れた大工棟梁が素晴らしい架構を造る

伝木賞というのがあり、その第 1 号に新潟の小川正樹棟梁と村尾欽一氏のコンビが受賞している。その象徴的な建物が越後森林館(写真)である。小川棟梁は日頃から資材置き場に材料をストックしておき見事な木組みの建築を造っている。

2000 年に漸く合法への道が開かれた

建築基準法改正により性能型設計法の一つとして「限界耐力計算」を用いることで合法的に設計することが可能となった。伝統木造関連 6 団体が国土交通省と懇談を重ねた結果、2008 年に「伝統的構法の設計法及び性能検証実験検討委員会」が国土交通省の補助事業により設置された。

2010 年には石場建てを含む伝統的構法の設計法を検討し、2013 年に 3 つの設計法(標準、詳細、汎用)が提案されたが、告示等の運用はなされなかった。

これを受けて、伝統木構造の会では限界耐力計算の勉強会が何度も企画された。その後、最近では関西 JSCA の「木造限界耐力計算マニュアル」をテキストに岩波正さんの解説でオンライン勉強会を開催している。

3 条条例を住宅局が推奨

住宅局は品確法や 200 年住宅(長期優良住宅)など現在の建築基準法を超える取組みを行っている。その極めつけが 3 条条例だ。文化財等に準じて建築基準法に該当しない歴史や文化的価値を持つ既存建築物を適用

除外にすべく、国土交通省は自治体に 3 条条例の制定を働きかけている。



新潟森林館ホール

建築基本法案には伝統木造の継承を謳っている

伝統建築技術の継承と活用の施策、伝統技術の継承、地域社会の産業基盤として育成のために必要な措置を講じるとしている(2010 年試案)。

関川サマーセミナーでは伝統木造を学んだ

2006 年 8 月には伝統木構造の会のサマーセミナーでは、新潟県関川村重要文化財渡邊邸を中心とした江戸の街並みを見学し地域に根ざした伝統木造を学んだ。

◇意見交換

梅野 3 条条例では登録文化財にしゃえば建築基準法の適用除外になるのか。

成岡 そうとは限らない。代替え措置を施し建築審査会の議を経ることが前提条件です。

梅野 実は私は今関西 JASCA の耐震診断委員会の事務局長をやっています。今日のお話は既存の伝統木造をどうするかと言うことなのか、新築でやりたいってことなのか。

成岡 新築でやりたいってことです。その場合、限界耐力計算をやり安全を証明すれば建築確認が下り、政令 46 条の仕様規定を外せるようになります。

玉腰 ただこれにはなかなかハードルが高い。鈴木祥之先生が出している西のマニュアルがあつてその裾野は広がっているんだけど、東京の方では坂本先生という大御所がいらっしゃるのでなかなか広がっていか

成岡 建築基本法の理念として歴史文化を大切にするという理念があり、日本の伝統技術も含めた歴史とか文化をちゃんと継承する。その一つとして伝統木造があるわけです。

水津 基準法の限界として建築基準法第 1 条に最低基

準を定めるという規定しかないことだと思います。今の時代に合わない。建築基本法で謳う文化や環境という言葉は全くない。

牧村 建築基本法という理念法ができた上で、現行の法律である建築基準法の見直し・改革というのをやっていけばいいと思う。

成岡 建築基準法の枠の中だけでは根本的な改正ができないので、建築基本法の理念ができれば、それに基づいて法改正とかできるようになると思う。

神田 あと、もう一方では地方分権ということなので、自治体がそういうことに対してどのくらい主体的に取り組めるかということです。自治体でもっと自分のところで積極的に決めていく。例えば、集団規定に関しては景観法のような基本法的なものがあるので、それを自治体はどう運用するというので、かなり自治体の主体性っていうのは出せると思う。

ところが単体規定に関しては、やっぱり建築基準法が非常に細かいところまで決めているので、伝統木構造のようなある部分はもう基準を外してもいいですよというふうに、自治体が自治体の責任でもって運用するようなルールを作ることはできると思うけど、そこはすごく難しいところかなとは思いますが。ただ集団規定に関しては、「建築基本法のようなものがあれば、自治体としても建築行政がもっとやりやすくなる」というようなことを言ってくれる自治体もあります。

一この後にオンラインや会場から更に発言があった。

富樫さん、岩井さん、田中さん、矢沢さん、安住さん

以上（文責 成岡 茂）

唐丹・小白浜報告

釜石市唐丹町のこの夏のまちづくり活動について報告する。7月28日には、大田区立馬込第三小学校、釜石市立唐丹小学校、高知県の梶原小学校の3校による3校のオンライン交流を企画したが、馬込第三小からの児童の参加が得られず、2校の交流会となった。昨年同様の形で進め、唐丹小6年生3人5年生2人、梶原小6年生5人5年生2人で、zoomを利用したの交歓は、学校や地域の紹介に始まり、個人的な趣味や興味などについても楽しく語り合うことができた。

8月2日に予定された「海まつり」は、台風の接近による悪天候が予想され中止となった。8月6日には、日本女子大の薬袋奈美子研究室と事前に打ち合わせた上で、「唐丹 歴史と文化 3世代の遊び場」というテーマで、

午後1時30分から3時30分までワークショップを開催した。最初の30分は高齢者による卓球バレーに、児童や学生たちも参加してもらって体をほぐした。昨年から薬袋研究室で研究対象としている、漁村の生活調査や春の「さくら祭り」における鉄砲隊復活プロジェクトの紹介の後、用意した地区ごとの地図に、遊び場で何をしたかを付箋に書き込みながら貼り付ける作業をして、その結果を、まちの魅力をマップに表現することをねらいとしている。



潮見第における7月28日小学校交流会の様子



公民館における8月6日ワークショップの様子

「唐丹ゆめあかり」は8月9日で、久しぶりに天気に恵まれて大勢が小白浜漁港に集った。午後4時ころからマルシェと称して、いろいろなお店がならんで、盛況であった。出し物としては、中学生のソーラン踊り、桜舞太鼓が披露され、花火も満月の空に豪華に打ち上げられた。残念ながら震災の年の夏から15回目の今年で最後とするとの主催者発表でした。このように夏のお盆時期に人が集まるようなイベントは、何とか続けられるとよいと話しているところである。

（文責：神田 順）

【事務局連絡先】

電話：03-3368-0815 FAX：03-3368-2845
住所：〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16
建築設計事務所アトリエ71
E-mail: info@kihonho.jp / <http://www.kihonho.jp/>